

消費生活センターの設置に関する根拠規定について

■消費者安全法（平成二十一年六月五日法律第五十号）（抄）

（消費生活センターの設置）

- 第十条 都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。
- 一 第八条第一項第二号イの相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。
 - 二 第八条第一項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
 - 三 その他第八条第一項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。
- 2 市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。
- 一 第八条第二項第一号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第二号に掲げる事務に従事させるものであること。
 - 二 第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
 - 三 その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は前項の施設又は機関（以下「消費生活センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、その名称及び住所その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

■消費者安全法施行令（平成二十一年八月十四日政令第二百二十号）（抄）

（都道府県が設置する消費生活センターの基準）

第六条 法第十条第一項第三号の政令で定める基準は、法第八条第一項第二号イ及びロに掲げる事務を一週間につき四日以上行うことができるものであることとする。

（市町村が設置する消費生活センターの基準）

第七条 法第十条第二項第三号の政令で定める基準は、法第八条第二項第一号及び第二号に掲げる事務を一週間につき四日以上行うことができるものであることとする。

■消費者安全法施行規則（平成二十一年八月二十八日内閣府令第四十八号）（抄）

（相談員）

第七条 消費者安全法（以下「法」という。）第十条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者は、次に掲げるいずれかの資格を有する者又はこれらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者とする。

- 一 独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）が付与する消費生活専門相談員の資格
- 二 財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
- 三 財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格